

(一社) 茨城県環境保全協会 協会だより

平成 29 年度
第 1 号 (通巻第 34 号)
平成 29 年 4 月 1 日発行
一般社団法人茨城県環境保全協会
発行担当 広報委員会
水戸市平須町 1825-192 平須ビル 202
TEL 029-303-6007
FAX 029-303-6008
Mail info@kankyo-ibaraki.com

平成 29 年度スタート!

平成 29 年度が輝かしくスタートいたしました。会員各位におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
昨年度の当協会の活動並びに今年度の協会の活動及び方針等につきましては、5月27日(土)に開催予定の定時総会の席上でご審議または報告をさせていただくこととなりますが、取り急ぎ概略をご報告させていただきます。

昨年度活動実績

4月	役員会 熊本地震災義援金
5月	役員会 定時総会 (三の丸ホテル)
6月	役員会 日環協総会 日環協関東地区総会
7月	役員会 不法投棄パトロール (桜川市)
8月	役員会 霞ヶ浦夏まつり
9月	役員会
10月	役員会 浄化槽清掃技術講習会 日環協関東地区研修会
11月	役員会 日環協全国大会 (名古屋)
12月	役員会 県内 4 4 市町村環境部門訪問
1月	役員会 新年会 (京成ホテル) 日環協賀詞交歓会
2月	役員会 不法投棄パトロール (大洗町)
3月	役員会 霞ヶ浦・北浦清掃大作戦

昨年度は、県内の環境保全のため、各種活動を行ってまいりました結果、当初の予定にほぼ沿った活

動が行われました。会員の皆様には活動へのご理解とご協力をいただいたことについて御礼申し上げます。
また、昨年12月から1月にかけては、理事が分担し県内全 4 4 市町村の一般廃棄物所管部署を訪問し、毎月発行の協会だよりを通じてより一層理解を深めていただくための活動をいたしました。現在の協会だよりは、各市町村をはじめ、茨城県廃棄物対策課、環境対策課及び各県民センターにもお送りしております。

今年度活動予定

今年度も昨年度までの活動を踏襲しつつ、より環

4月	役員会
5月	役員会 定時総会 27日 (京成ホテル)
6月	役員会 不法投棄パトロール (笠間市) 日環協総会 日環協関東地区総会
7月	役員会 一般廃棄物講習会 (※) 20日
8月	役員会 霞ヶ浦夏まつり
9月	役員会
10月	役員会 浄化槽清掃技術講習会 日環協関東地区研修会
11月	役員会 日環協全国大会 (名古屋)
12月	役員会
1月	役員会 新年会 (京成ホテル) 日環協賀詞交歓会
2月	役員会 不法投棄パトロール (つくば市)
3月	役員会 霞ヶ浦・北浦清掃大作戦

境保全及び会員企業の向上のために諸施策を打ち出してまいりますので、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。



生活排水等が流入し富栄養化によりアオコが発生している河川

新年度に際しての理事長挨拶

日頃より当協会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
本年は従来からの活動を継続するとともに、業界発展のためにも浄化槽の法定清掃の完全実施をめざし関係各機関との協議を行い、また、「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業務等の合理化に関する特別業務 (合特法)」の代替業務の斡旋を県内市町村に対して働きかけを行いたいと考えております。
昨年度から、県及び各市町村の担当者様に当協会の活動内容などをご理解して頂くために、毎月「協会だより」を郵送しています。当協会の認知度の向上が必要であり、会員の皆様においても各市町村との関係が重要と思われまます。
また、本年度は毎年行っています浄化槽清掃技術講習会の他に、(一財) 日本環境衛生センター主催の一般廃棄物 (ごみ) 実務管理者講習会の開催も予定しております。
どのような業務に関しましてもコンプライアンス尊重はもろろの事、適切な対応・説明をする能力

が重要です。県民生活が安全かつ安心に過ごせる事を第一に考え、より良い仕事が出来ますよう、ぜひ講習会等へのご参加をお願い致します。

会員皆様と諸活動を通じて共に発展していく所存でおりますので、ご協力をよろしくお願い致します。(以上)

挨拶の中にもありましたように、7月20日(木)に予定しております(※)一般廃棄物講習会は、(一財)日本環境衛生センター主催の「一般廃棄物(ごみ)実務管理者講習会」を茨城県水戸市において開催するものであり、この講習の受講終了証は県内の多くの市町村において、一般廃棄物(ごみ)の許可更新の際に添付することが求められております。

通常は東京までいかなければ受講できない講習会ですが、今回7月20日(木)に水戸市の茨城県開発公社において開催することに決定いたしましたので、この機会にぜひ会員企業の事業主及び実務管理者の方の受講をお勧めいたします。

3月度定例役員会の開催

3月16日(木)午前10時より水戸市平須町の協会事務局において3月度の定例役員会を開催いたしましたので、当日の議事内容等についてご報告いたします。

出席理事

秋山理事長 小林・長塚副理事長 犬塚・佐野・早川・星山・繁藤・山村・岡島理事(理事14名中10名出席) 露崎・佐藤監事

協議事項

- ① 協会だよりについて
3月号の内容について広報委員会より提案があり、承認されました。
- ② 平成29年予算等について
来年度の予算案等について協議を行い、例年を踏襲しつつ、霞ヶ浦・北浦清掃大作戦に現状よりも積極的に参加することで承認されました。詳細は総会時に報告させて頂きます。
- ③ 6月の不法投棄パトロールの場所について
役員会にて協議の上、笠間市にて行なうことになりました。日程等については、後日、協会だより等でお知らせしたいと思いますので宜しくお願いいたします。

報告事項

① 第87回霞ヶ浦・北浦清掃大作戦について
3月5日、東ヶ崎事務局長が参加しました。以前より参加団体、人数が増えてきているとの報

告がありました。

② 協会だより各市町村への配布状況について
一部の市町村への訪問が終了していない旨の報告があったため、早急に訪問活動を行い、県内全44市町村への配布を行うこととしました。

以上の内容で役員会を行い、正午近くに閉会いたしました。

新商品の紹介

会員企業において日常的に業務として行っている尿の収集運搬の改善項目として、悪臭対策があるかと思いますが、この度バキューム車メーカーの東邦車両より「デオマジックVCI」が発売されました。

この商品は、現在はいし尿臭を脱臭液で処理しているものを、消臭効果の高いポンプオイルに交換することで、臭いは残るもののほぼ悪臭とは言えないレベルにする商品であります。

3月3日には水戸市役所衛生管理課によるサンプルテストが行われ、水戸市内の会員企業のバキュームカーに同オイルを充填して、旧水戸地区の委託3業者立会いの下、実際に仮設トイレの汲み取りを行いました。また、確かにし尿臭の低減効果が感じられました。また、その後約2週間、デオマジックを充填した車両でし尿の収集を行った結果、効果の継続性も確認されました。

しかしながらこの商品は200缶で約37,000円と通常のポンプオイルの4〜5倍と高価なため、通常の業務に使用するにはコストの面で問題があるのも事実です。

現在し尿の収集において一般市民から市役所等

に寄せられる苦情の多くは周辺住民からの臭いに対するものであることを考えた場合、業者と行政が話し合い、このような商品を使うことによる住民へのサービス向上を訴えながら、付加価値の高い業務を考えるべきではと感じました。

いばらきの森林と水環境を守るシンポジウム開催

平成3月23日(木)午後1時30分から、いばらき水と土のネットワーク(公財)茨城県林業協会主催の討論会が、茨城県立歴史館講堂で行われ事務局が参加致しました。

茨城県では、県民共有の財産である森林や湖沼・河川を良好な状態で次世代に引き継ぐために平成20年度から平成29年まで課税期間とする「森林湖沼環境税」を導入しています。

この財源を有効に活用して、森林の伐採や高度処理型浄化槽の設置促進など自然環境保全のための取り組みを行ってまいりました。「森林湖沼環境税」導入から10年目を迎え、これまでの取り組みと今後引き続き取り組むべき課題などの報告が有りました。

当協会の関連として、(公社)茨城県水質保全協会事業推進室長浅賀博史様がデイスカッションコーディネーターとして参加され、県及び市町村と協力して単独浄化槽から合併浄化槽への転換推進・浄化槽の管理体制(保守点検・清掃・法定検査)の重要性を報告しました。

最後に、引き続き取り組むべき課題が残されているため「森林湖沼環境税」の継続について、県民の理解と協力を得る活動を推進していくことを決議案として水と緑のネットワーク代表読み上げられ、参加者全員の了解により決議されました。

第87回霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦に参加

3月5日(日)土浦市霞ヶ浦文化体育館周辺及び湖岸において、開催されました。

企業・行政・団体・市民の皆さんが環境保全に関する意識高揚を図るところを目的に取り組んでいる清掃活動です。当日の参加者は630名も集まり、回収したごみは可燃・不燃合わせて2トンになりました。

平成30年には、茨城県において「第17回世界湖沼会議」が開催されます。世界に茨城の水環境が誇れる

よう、日頃からこのような県民運動に関心を持つことが重要だと思えます。

霞ヶ浦・北浦清掃大作戦



清掃記録票の作成・交付を徹底願います

普段よりお願いしております浄化槽清掃記録票(カード)の作成ですが、改めて清掃浄化槽ごとに作成(記入)し、浄化槽管理者への交付の徹底をお願いいたします。

昨年には茨城県より各市町村へ当該記録票の作成を許可業者へ徹底させるよう通達が発せられておりますし、これを受けて市町村より会員企業にも文書が届いていることと思えます。

さらに市町村によっては、下水道接続時に最終清掃の証明として浄化槽廃止届に清掃記録票の添付が必要になっております。

11条検査の指摘項目にもなりますので、浄化槽を清掃した際には記録票を作成・交付してください。

